

日本振興銀行が破綻（はたん）し、預金保険法制定後初めて大口預金者が損失をこうむる破綻処理方法が採用されることになった。

預金保険制度の創設は1971年。90年代初頭までは金融機関の破綻はまれで、経営が悪化した場合、救済してくれる金融機関を見つけ、預金保険の資金援助によって合併させることなどで預金

金融危機の教訓と破綻処理

日本総合研究所理事 翁 百合



情報開示が不十分で、預金者の預金総額を把握

を全額保護してきた。

バブル崩壊後に破綻が増え始め、こうした手法に批判が出た。だが、大口預金者に損失負担を求め前提となる金融機関の

握するための名寄せなど破綻処理の実務体制も検討されていなかった。そうした課題を克服する取り組みが始まったが、90年代半ばからの金融危機で、金融不安を鎮

めるには、預金の全額保護の下、巨額の公的資金を投入せざるを得なかった。多くの金融機関が破綻したが、なかには預金が全額保護されているこ

とから高い金利で預金を集め、それをリスクの高い運用に回して大穴をあけた挙げ句に破綻した金融機関もあった。金融システムは何とか守れたが、その国民経済的コストは高いものになった。2005年に預金の全額保護は終了した。その後金融機関は経営が大きく悪化する前に抜本的

なリストラを実施し、これまでには幸い破綻にまでは至らなかった。今回の日本振興銀行は決済預金を扱わず、現状は金融システムも比較的安定していることから、初めて大口預金者への損失負担を求めることで「筋を通す」ことが可能になったと考えられる。

長い金融危機で強いられた巨額の国民負担という苦い経験を教訓に、さまざまな環境整備を図り、初めて実現した今回の破綻処理の意義は決して小さくない。